

令和元年度

福知山市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

福知山市監査委員

監査発第51号
令和2年9月2日

福知山市長 大橋一夫様

福知山市監査委員 長坂 勉

福知山市監査委員 足立伸一

令和元年度福知山市健全化判断比率 及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和元年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書

1 審査の対象

(1) 令和元年度健全化判断比率

- ア 実質赤字比率
- イ 連結実質赤字比率
- ウ 実質公債費比率
- エ 将来負担比率

(2) 令和元年度資金不足比率

(3) 上記の算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和2年7月31日から令和2年8月19日まで

3 審査の方法

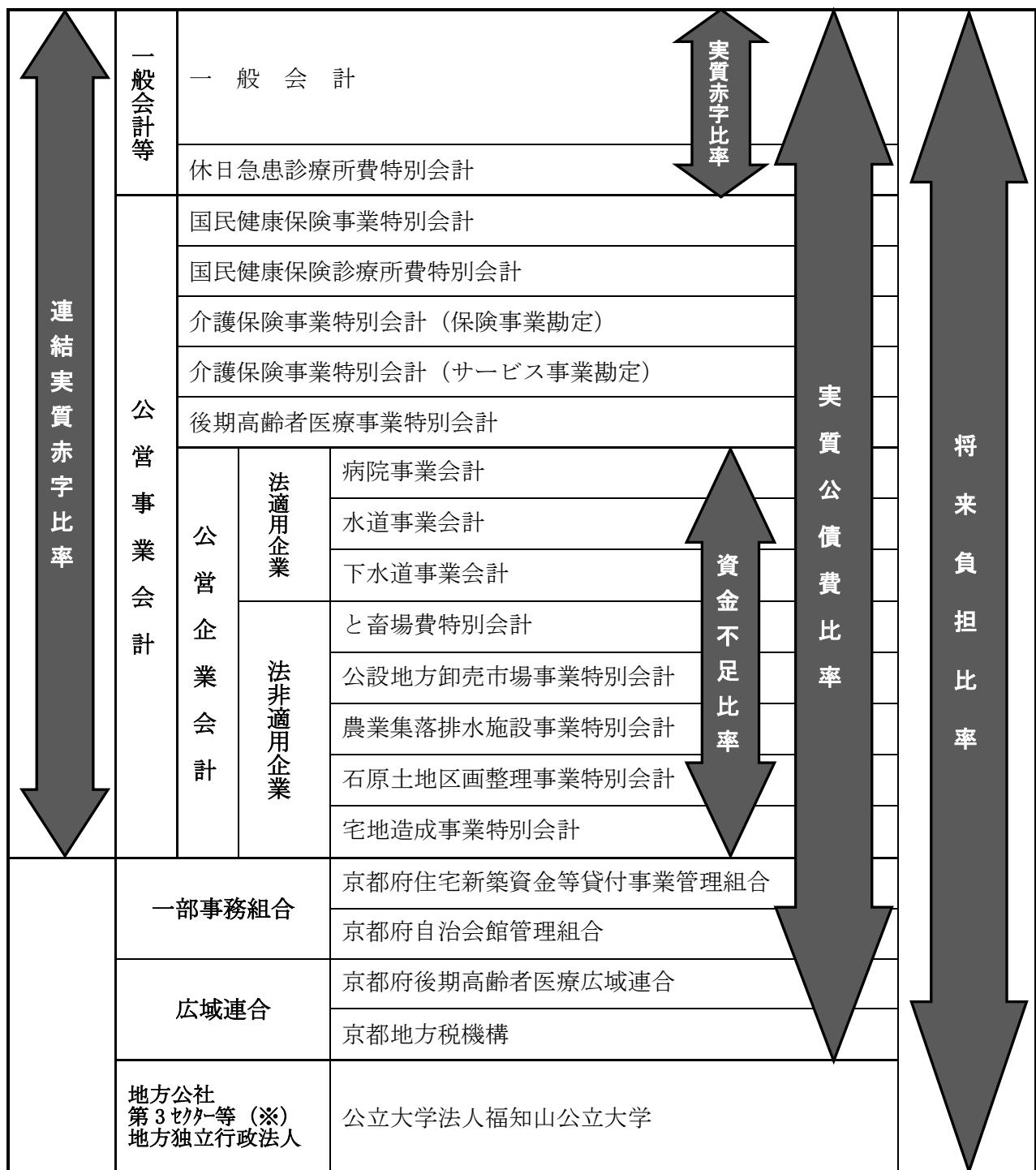
健全化判断比率及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、次の項目に主眼を置き審査した。また、必要に応じ財政当局からヒアリングを行った。

- (1) 法令等に照らし健全化判断比率等の算定過程に誤りがないか。
- (2) 健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類等が適正に作成されているか。
- (3) 健全化判断比率等の算定に用いられている数値が、法令に基づいた関係資料から正しく引用されているか。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成され、その算定は適正であるものと認められた。

財政健全化判断比率等の対象となる会計等は、次のとおりである。



※第3セクター等への損失・債務保証はしていないため、対象となる団体はない。

健全化判断比率等の指標数値を年度別に比較すると次のとおりである。

〈各健全化指標の年度別比較〉

(単位 : %)

健全化指標	令和 元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率 (3か年平均)	10.9	11.2	11.2	11.1	10.6
(実質公債費比率) (単年度)	(10.6)	(11.1)	(11.2)	(11.4)	(11.1)
将来負担比率	51.8	64.7	74.7	88.6	93.9

〔早期健全化・財政再生の基準〕

(単位 : %)

健全化指標	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.21*	20.0
連結実質赤字比率	17.21*	30.0
実質公債費比率	25.0	35.0
将来負担比率	350.0	—

*実質赤字比率、連結実質赤字比率の早期健全化基準は、福知山市の令和元年度決算における基準である。

〈資金不足比率の年度別比較〉

(単位 : %)

公営企業会計区分	令和 元年度	平成 30 年度	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
水道事業会計	—	—	—	—	—
下水道事業会計	—	—	—	—	—
病院事業会計	—	—	—	—	—
と畜場費特別会計	—	—	—	—	—
宅地造成事業特別会計	—	—	—	—	—
公設地方卸売市場事業特別会計	—	—	—	—	—
農業集落排水施設事業特別会計	—	—	—	—	—
石原土地区画整理事業特別会計 [※]	—	—	—	—	—

(注) 1 ※の会計名は福知山都市計画事業を省略。

(注) 2 数値が生じなかったものは「—」と表記した。

〔経営健全化の基準〕

(単位 : %)

健全化指標	経営健全化基準
資金不足比率	20.0

5 健全化判断比率の概要

(1) 実質赤字比率・連結実質赤字比率

実質赤字比率は一般会計等の赤字の程度を示すもので、連結実質赤字比率は一般会計等ほか特別会計、企業会計まで含めた市の全ての会計の収支を連結し、全体の赤字の程度を示したものである。

両指標の算定基礎となる、標準財政規模及び各会計の実質収支額、資金不足・剩余额に誤りはなく、実質収支は黒字であることから両指標とも比率は算定されていない。

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等から企業会計までの市の全ての会計に、外部組織である一部事務組合・広域連合までを対象とした借入金（市債）の返済額等と、経常的に収入できる一般財源の額との対比を指標化したものであり、3か年の平均で表される。言い換えれば収入のうち借金の返済に充てている割合の3か年の平均を示すものである。

実質公債費比率が18%以上になると、市債の発行には国の許可が必要となり、25%以上になると一般単独事業等の市債発行が制限される。この市債発行が制限される比率25%が早期健全化基準となっている。

算定に用いられた数値は、法令に基づいた関係資料から正しく引用され、算定された比率の10.9%は正確であった。これを前年度の11.2%と比較すると0.3ポイント改善されている。

(3) 将来負担比率

将来負担比率は、実質公債費比率の対象会計から、さらに地方公社・地方独立行政法人・第3セクター等までを含めた範囲の会計について、借入金（市債）の返済など将来に亘って支払う可能性がある負担等の決算時点の総額について指標化し、将来的に財政を圧迫する危険度を示したストック指標であり、早期健全化基準は350%である。

この比率の算定に用いられた数値は、法令に基づいた関係資料から正しく引用され、算定された比率51.8%は正確であった。これを前年度の64.7%と比較すると12.9ポイント改善されている。

6 資金不足比率の概要

資金不足比率は土地区画整理事業等を含む公営企業ごとに資金不足額が、事業の規模である事業収入に対してどの程度であるかを示す指標である。

令和元年度決算では、水道事業会計以下8会計が対象であったが、資金不足比率の算定に係る各要素の数値に誤りはなく、資金不足比率が算定された会計はなかった。

7 意 見

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の審査結果は前述したとおりであるが、決算審査の結果も踏まえ、以下のとおり意見を付す。

先に資金不足比率から述べる。公営企業会計 8 会計で資金不足比率は算定されなかつた。しかしながら宅地造成事業及び石原土地区画整理事業については、依然として未売却保留地を抱えており、今後の土地価格の動向等により、資金不足発生も懸念されることから、土地需要の動向や民間事業者による宅地等販売の状況などを十分考慮し、保留地売却促進の方策を幅広く検討し、事業完了に向け努められたい。

実質公債費比率については、当年度を含む直近 3 か年の指標数値の平均を採用するものであり、前年度に比べ 0.3 ポイント改善されたものの、今後も注視していく必要がある。市債の発行については、普通交付税による財政措置の高い地方債の発行に努めており、今後も将来の財政負担を考慮し地方債残高の縮減に努められたい。

将来負担比率については、地方債現在高をはじめとする将来負担額が大きく減少したことにより、前年度に比べて 12.9 ポイント改善し早期健全化基準を大きく下回っているが、実質公債費比率と同様に今後も注視していく必要がある。

地方交付税の合併特例加算措置が段階的に縮減されており、さらに少子高齢・人口減少社会の進行により、歳入の減少が予想される。課題克服等への取組み等や、将来の財政状況を見据え、中長期的な収支のバランスに留意した行政運営を行い、更なる財政の健全化に努められることを求め、令和元年度健全化判断比率等の審査のむすびとする。